

とっとり環境イニシアティブプラン概要版

【平成24年3月31日（平成25年3月一部修正）】

1 計画策定の趣旨・背景など

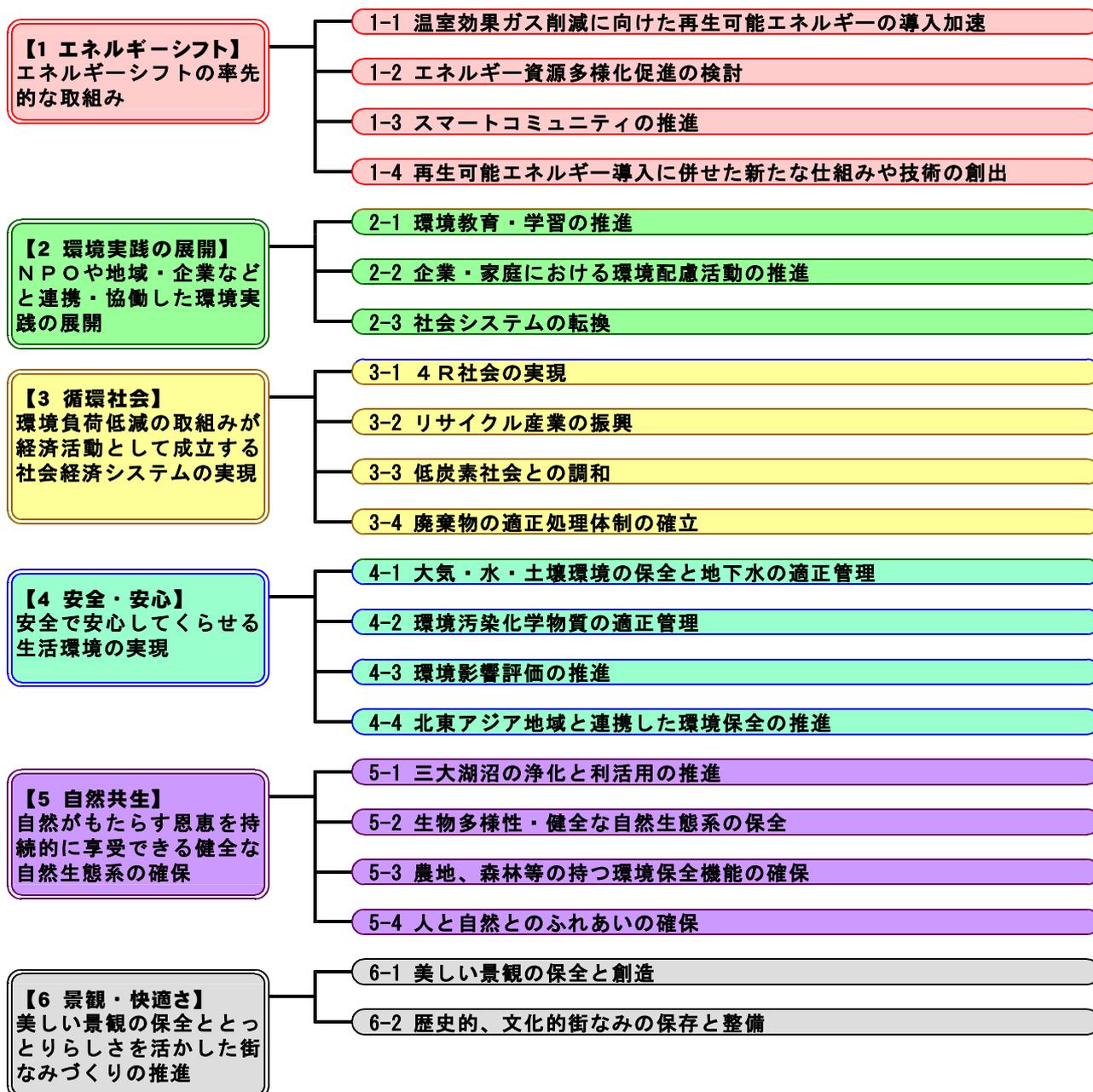
- この計画は、「第2次鳥取県環境基本計画（本県の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画）」の実行計画であり、具体的に推進する施策について、重点的に取組むべき項目を抽出し、目標と目標を達成するための施策を掲げます。
- この計画は、「鳥取県地球温暖化対策計画」として位置付けます。
- 計画期間は、平成23年度から26年度までの4年間とします。
- 計画の目標・施策はPDCAサイクルにより進行管理を行い、公表します。

2 施策体系

【基本方向】

NPOや地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む

【6つの目標と施策体系】



3 目標と施策等

1 【エネルギーシフト】エネルギーシフトの率直的な取り組み

■ 目指す将来の姿 ■

- ・ 住宅や事業所等（非住宅）において、再生可能エネルギーの導入や二酸化炭素排出量が比較的少ないエネルギーへの転換が進んでいるとともに、小規模分散型地域内エネルギー供給とそのネットワークが構築され、大規模集中型電源との連系による安定したエネルギー供給体制が構築されています。
- ・ 再生可能エネルギー等による発電や熱利用の増加により、県外の大規模集中型電源への依存度が下がり、地域におけるエネルギーの地産地消が図られています。

1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速

【目標】・ 持続可能なエネルギーへの転換や地球温暖化防止対策に向けて、身近にある再生可能エネルギーを利活用する設備の導入を加速することで、県内設置の再生可能エネルギー設備を平成26年度末までに759,050 kWへ導入を図ります

- 【施策】① 発電事業者に対する支援
② バイオマス・地熱の熱利用促進
③ 家庭等への導入促進
④ 率先導入と各種規制緩和の実現

2 エネルギー資源多様化促進の検討

【目標】・ 未利用エネルギーや二酸化炭素が少ないエネルギー等の導入促進を図り、持続可能で多様なエネルギーへの転換により電力自給率を平成26年度末までに28.8%へアップを図ります

- 【施策】① 既存設備の高度化と転換
② 新たなエネルギー源の導入検討

3 スマートコミュニティの推進

【目標】・ 再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギー資源の多様化により、個々に導入した設備を地域内連系することで効率化と安定的運用及びエネルギーの地産地消を目指します
・ 地域内連系したエリア同士を相互連系することで、県全体で持続可能で低炭素かつ安全・安心なエネルギー需給構造への転換を図ります

- 【施策】① スマートグリッドモデルの構築
② 再生可能エネルギー導入モデルの推進

4 再生可能エネルギー導入に併せた新たな仕組みや技術の創出

【目標】・ 再生可能エネルギー導入促進に必要な新たな技術開発や施工・維持管理技術向上による産業・雇用の創出を図ります

- 【施策】① 新たな再生可能エネルギー技術の開発及び普及促進
② 技術者養成とメンテナンス体制の確立

II 【環境実践の展開】NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

■ 目指す将来の姿 ■

- ・ 幼児から大人まで全ての世代において環境教育・学習が積極的に実施されることにより、環境問題の解決に向けて自ら考え、行動する人が育っています。
- ・ 全ての主体が、連携・協働により県民運動的に環境配慮活動を実践しており、エコポイント制度の浸透や環境管理システムの普及などにより日常的に環境負荷低減に向けたライフスタイルへ転換しています。
- ・ モーダルシフト（環境負荷が軽減される移動交通手段の転換）の推進、EV（電気自動車）タウンの普及など、環境負荷低減に向けたライフスタイルの転換に自発的・積極的に取り組めるような社会システムへの転換が進んでいます。

1 環境教育・学習の推進

【目標】・すべての主体が連携・協働して環境教育・学習を促進し、環境問題解決に向けて自ら考え行動する人を育てます

- 【施策】① TEAS（鳥取県版環境管理システム）の普及促進
② 教育機関における実践的環境教育・学習の促進
③ 環境教育・学習の質の向上
④ 関係機関との連携強化

2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

【目標】・「鳥取県版エコポイント制度」を創設し、NPOや地域・企業等が一体となり、県民運動として環境配慮活動をすすめ、エネルギー使用量の削減を推進することで持続可能な社会を目指します

- 【施策】① 鳥取県版エコポイント制度の創設
② 見える化の推進
③ LED化をはじめとした省エネ対策の推進
④ 省エネ・省資源活動の徹底
⑤ エコハウスの推進
⑥ 優良取組の普及促進

3 社会システムの転換

【目標】・NPOや地域・企業等が一体となり、公共交通機関・自転車などの利用促進、EV（電気自動車）タウン化の推進等を通じ、モーダルシフト（交通手段の転換）を推進し、低炭素社会の実現に向けた社会システムの転換を図ります

- 【施策】① モーダルシフトの推進
② EVタウンの推進

Ⅲ【循環社会】環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現

■目指す将来の姿■

- ・ 廃棄物のリフューズ（断る）・リデュース（減量）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を通じ、資源として利用するシステム構築と実践者の拡大により4つのRが定着するとともに、リサイクル技術の開発や事業化、リサイクル施設の整備等が進み、リサイクル産業が県経済に大きく寄与しています。
- ・ 廃棄物のエネルギー活用など、「循環型社会」と「低炭素社会」との調和が図られるとともに、環境への負荷が低減される廃棄物の処理体制や施設整備が進み、適正な処理が行なわれています。

1 4R社会の実現

【目標】・大量生産・消費・廃棄型の従来の社会のあり方やライフスタイルを見直し、廃棄物のリフューズ・リデュースに努めるとともに、リユース・リサイクルを通じて資源として利用するシステムの構築を推進し、4つのRが定着した循環型社会の形成を目指します

- 【施策】① 地域の実情・廃棄物の特性に応じたごみ減量リサイクルシステムの構築
② 4R実践活動の拡大
③ 排出事業者の自主的な取組の推進
④ 産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進

2 リサイクル産業の振興

【目標】・リサイクル技術の開発や事業化、リサイクル施設の整備支援等を行うとともに、本県のリサイクル産業の強み等を踏まえた方策を構築し、リサイクル産業の振興への取組を強化します

- 【施策】① 本県のリサイクル産業の強みを生かしたリサイクルビジネスの推進
② リサイクル産業への参入促進と既存企業の成長支援
③ リサイクル製品の利用促進
④ 地域の強みを活かした更なるリサイクル産業の育成に向けて

3 低炭素社会との調和

【目標】・廃棄物の排出抑制による温室効果ガス発生抑制や焼却せざるを得ない廃棄物のエネルギー活用により、「循環型社会」と「低炭素社会」との調和を目指します

- 【施策】① 革新的なリサイクル技術の活用
② 温室効果ガスの発生抑制
③ 廃棄物由来のエネルギー・熱回収の推進

4 廃棄物の適正処理体制の確立

【目標】・優良な処理業者等の育成や廃棄物処理施設等に対する監視指導を徹底するとともに、周辺の生活環境の保全に配慮しながら適正処理に必要な廃棄物処理施設の確保を行い、適正処理体制の確立を目指します

- 【施策】① 適正処理に必要な廃棄物処理施設の確保
② 産業廃棄物の適正処理の推進
③ 不法投棄の撲滅
④ 海岸漂着ごみの処理の推進

IV【安全・安心】安全で安心してらせる生活環境の実現

■目指す将来の姿■

- ・ 安全で安心できる大気・水・土壌環境と快適な生活環境の中で県民生活が営まれ、豊かな地下水や温泉が持続的に利活用されています。
- ・ 有害な化学物質等について、適正な管理・使用が行われ、県民の理解が深まり、安全・安心な県民生活が営まれるとともに、環境影響評価制度が適切に運用され、大規模な開発事業などにおける環境への影響の回避や低減が図られています。
- ・ 北東アジア地域との連携・交流により、広域的・地球規模的環境問題の解決への対応・貢献がなされています。

1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

【目標】・安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進します

- 【施策】① 大気環境の保全と騒音・振動・悪臭の対策
② 水環境と土壌環境の保全
③ 持続可能な水資源の利用

2 環境汚染化学物質の適正管理

【目標】・環境汚染化学物質の実態把握と適正管理・排出抑制により環境リスクを削減し、安全で安心な環境を確保します

- 【施策】① 環境汚染化学物質の適正管理

3 環境影響評価の推進

【目標】・大規模な開発事業等の実施に当たり適切かつ円滑な環境影響評価を推進し、環境への影響の回避や低減を図ります

- 【施策】① 環境影響評価の推進

4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進

【目標】・北東アジア地域と連携して、環日本海地域における環境問題の課題解決に向けた取り組みを推進します

- 【施策】① 北東アジア地域と連携した環境保全の推進

V【自然共生】自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

■目指す将来の姿■

- ・ 三大湖沼で豊かな生態系が育まれ、親しみ・安らげる水環境と訪れる全ての人が快適と肌で感じる環境が実現され、この環境を各主体が守り、賢明利用が進み、子供達へ受け継がれています。
- ・ 希少野生動植物の保護・管理、自然生態系の保全・再生等が県民との協働により実施され、人と共存しながら多種多様な動植物が生息生育しています。
- ・ 農業者が環境にやさしい農業に容易に取り組み、消費者がその農産物を容易に入手できるとともに、森林や林業の重要性への県民理解が深まり、健全な整備・保全が進むことで森林の持つ多面的機能が高まっています。
- ・ 豊かな自然環境を有する自然公園、地域固有の環境資源が保護・管理され、人と自然のふれあいの場として多くの方々に親しまれ、利用されるとともに、地域の活性化が図られています。

1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

【目標】・三大湖沼（中海、湖山池、東郷池）の水質改善を進めるなど、保全・再生を図り、その利活用を推進します

【施策】① 県内三大湖沼（中海、湖山池、東郷池）の浄化対策の推進
② ラムサール条約登録湿地の保全と活用

2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

【目標】・生物多様性の回復と適切な動植物の保護・管理を進めます

【施策】① 野生生物の保護と管理
② 里地里山の再生

3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

【目標】・環境に負荷の少ない農業を進めるとともに、森林の整備・保全を図り、農地・森林の持つ多面的機能を高めます

【施策】① 有機・特別栽培農産物の総合的な支援
② エコファーマーの推進
③ 県民との協働による森林づくりの推進
④ 森林所有者等による森林整備の推進
⑤ 公益的機能の高い森林の公的整備の推進

4 人と自然とのふれあいの確保

【目標】・豊かな自然環境の保全と地域固有の環境資源を活用した地域づくりを推進し、人と自然のふれあいの場として確保します

【施策】① 自然公園の利用促進と花と緑のまちづくりの推進
② 環境資源を活用した魅力ある地域づくり

VI 【景観・快適さ】美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進

■ 目指す将来の姿 ■

- ・ 町屋、古民家、鏝絵・なまこ壁などの歴史・文化的な街なみや日本の原風景といえる農村景観など、美しい景観の保全・再生・創造・活用により、個性豊かで魅力あるまちづくりが進み、住民の誇りと愛着のあるまちづくりが実現しています。まちの魅力が高まり、観光誘客等交流人口の拡大等により地域が活性化しています。
- ・ 美しい景観を保全・再生・創造・活用し、次の世代に継承していくため、住民参加や多様な主体との協働・連携により、自立的・継続的な景観まちづくり活動が実践されています。

1 美しい景観の保全と創造

【目標】・良好な景観の保全と創造に努めます

【施策】① 住民参加と多様な主体の協働連携による景観まちづくりの推進
② 景観に配慮した制限と誘導

2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

【目標】・後世に残すべき歴史的・文化的な街なみに対する理解を高めて保存・整備し、持続可能な街づくりを進めます

【施策】① 歴史的、文化的街なみの保存と整備

4 温室効果ガスの排出抑制等の計画

この実行計画に盛り込まれている平成23年度から平成26年度までの温室効果ガスの排出抑制等に関する計画の概要については、以下のとおりです。

1 計画期間

平成23年度～平成26年度

2 目標

(1) 温室効果ガスの総排出量

平成26年度までに温室効果ガスの総排出量を4,329千tとすることを目指す。

(2) 温室効果ガスの吸収量

平成26年度までに間伐等の森林整備による森林のCO₂吸収量を610千tにすることを目指す。

※ 森林吸収量を勘案したCO₂排出量3,719千t(4,329千t-610千t)は、平成2年度(1990年度)におけるCO₂排出量の約85%。

3 目標を達成するための施策等

- (1) 再生可能エネルギーの利用促進
- (2) 事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進
- (3) 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進
- (4) 廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成
- (5) 社会システムの転換
- (6) 間伐等の森林整備によるCO₂の吸収

温室効果ガス削減目標一覧表

区 分		単位[千tCO ₂]			
		1990年度 (H2年度) 基準年	2010年度 (H22年度)	2014年度 (H26年度)	2020年度 (H32年度)
エネルギー起源CO ₂	家庭部門	707	888	786	635
	企業部門	2,119	2,260	2,201	2,114
	運輸部門	1,148	1,117	1,045	938
エネルギー起源CO ₂ 以外の 温室効果ガス		407	654	666	685
再生可能エネルギー導入		—	▲ 77	▲ 139	▲ 410
電気排出係数の減少による削減量		—	▲ 251	▲ 230	▲ 178
小 計		4,381	4,591	4,329	3,784
森林による吸収量		—	▲ 515	▲ 610	▲ 500
合 計		4,381	4,076	3,719	3,284
1990年度比			▲ 7.0%	▲ 15.1%	▲ 25.0%

2014年度(H26年度)の削減目標は、2020年度(H32年度)の削減目標達成を見据えて設定。

5 主な目標指標

主な目標指標		現状 (平成22年度末)	目標 (平成26年度末)	
I-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速				
県内設備容量	発電事業者	0 kw	30,000 kw	
	太陽光発電	非住宅	1,824 kw	6,000 kw
		住宅	13,878 kw	33,000 kw
	風力発電(大型)	59,100 kw	89,000 kw	
	バイオマス(熱利用・発電)	470,802 kw	483,000 kw	
	小水力発電(10,000kW以下)	74,788 kw	76,500 kw	
	水力発電(10,000kW超)	41,500 kw	41,500 kw	
	温泉熱利用	0 kw	50 kw	
計	661,892 kw	759,050 kw		
I-2 エネルギー資源多様化促進の検討				
電力自給率		24.6%	28.8%	
II-1 環境教育・学習の推進				
TEASの認定数(総数)		869件	1,064件	
(I種・II種の企業等)		59件	80件	
(III種の企業等)		329件	400件	
(II種の高等学校)		17件	24件	
(III種の小中学校)		40件	60件	
(III種の家庭(わが家のエコ録 登録者含む))		424件	500件	
こどもエコクラブ設置市町村数		12市町村	19市町村(全市町村)	
II-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進				
県内全体のエネルギー使用量 (H22からの削減率)		7,065万GJ	6,682万GJ (5.4%)	
・家庭のエネルギー使用量 (H22からの削減率)		1,566万GJ	1,388万GJ (11.4%)	
・企業のエネルギー使用量 (H22からの削減率)		3,766万GJ	3,671万GJ (2.5%)	
・運輸部門のエネルギー使用量 (H22からの削減率)		1,733万GJ	1,623万GJ (6.3%)	
II-3 社会システムの転換				
電気自動車普及台数		5台	1,800台	
急速充電器設置台数		0基	30基	
III-1 4R社会の実現				
一般廃棄物の排出量(1人1日当たり)		913グラム*	880グラム	
一般廃棄物のリサイクル率		23.3%*	30%	
一般廃棄物の最終処分量		19千トン*	11千トン	
産業廃棄物の排出量		576千トン*	576千トン	
産業廃棄物のリサイクル率		75.5%*	76%	
産業廃棄物の最終処分量		27千トン*	23千トン	
III-2 リサイクル産業の振興				
リサイクル事業の新規事業化企業数		-	+40社(H22年度末比)	
リサイクル産業における雇用の創出		-	+20人(H22年度末比)	
グリーン商品の認定数		341件	421件	
III-3 低炭素社会との調和				
廃棄物由来のエネルギー・熱回収組み事業者数		2件	10件	
熱回収施設設置者の認定数		0件	5件	
III-4 廃棄物の適正処理体制の確立				
管理型産業廃棄物最終処分場の建設着手件数		0件	1件	
優良産業廃棄物処理業者認定業者数		0件	30件	

* : 平成21年度末の数値

主な目標指標	現状 (平成22年度末)	目標 (平成26年度末)
IV-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理		
生活排水処理人口普及率	90.7%	91.3%(H27年度末)
河川・海域の水質の環境基準達成率 (河川：BOD、海域：COD)	93.3%	100%
ベンゼン等の有害大気汚染物質の環境基準達成率	100%	100%
IV-2 環境汚染化学物質の適正管理		
大気中のダイオキシン類濃度	0.013pg-TEQ/Nm3	0.012pg-TEQ/Nm3
V-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進		
中海の水質(COD)	5.3mg/L	5.1mg/L(H25年度末) (H26目標は別途設定)
湖山池の水質(COD)	6.5mg/L	4.3mg/L(H22年度末時点 /H24年度に別途設定)
東郷池の水質(COD)	5.5mg/L	4.5mg/L(H27年度末)
V-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全		
希少野生動植物の保護管理団体の認定数	13団体	17団体
V-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保		
有機農産物・特別栽培農産物の認定面積	1,050ヘクタール	1,280ヘクタール
とっとり共生の森参画企業数	14社	19社
間伐面積	4,200ヘクタール	4,500ヘクタール
V-4 人と自然とのふれあいの確保		
自然保護ボランティア登録者数	110人	140人
新たな森林の活用の取組の普及	0	4取組(1取組/年)
VI-1 美しい景観の保全と創造		
景観まちづくり活動に取り組む団体数	48団体	85団体
景観行政団体(市町村)数	3団体	5団体
VI-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備		
地域資源を活用したまちづくり実施地区数	44地区	71地区